

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出いたしました第84期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

# 第一部【企業情報】

## 第4【提出会社の状況】

### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「企業とは株主、顧客、従業員および社会に支えられた存在」という認識のもとで、それぞれの利害関係人の利害を適切に調整しつつ、公正、公平、かつ透明で、法令を遵守した経営を営むというものである。

(訂正前)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

(中略)

(2) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

(中略)

(3) 取締役の定数

(中略)

(4) 責任限定契約

(中略)

(5) 役員報酬及び監査報酬等の内容

(後略)

(訂正後)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

(中略)

(2) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

(中略)

(3) 取締役の定数

(中略)

(4) 責任限定契約

(中略)

(5) 役員報酬及び監査報酬等の内容

(中略)

(6) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、以下の事項について株主総会の決議によらず、取締役会で決議することができる旨定款に定めている。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めている。これは機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものである。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めている。これは株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものである。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものである。